

東京都北区告示第544号

物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する告示（令和7年3月12日東京都北区告示第150号）の一部改正

令和7年3月12日東京都北区告示第150号（建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和7年9月1日

東京都北区長

山田 加奈子

1 第3 申請方法の4 必要書類の送付を次のように改める。

4 必要書類の提出

申請に当たり下記に示した必要書類を提出すること。必要書類は送信後直ちに申請時に指定される方法に従って郵送又は電子送付しなければならない。

なお、必要書類が日本語以外の言語により表記されている場合は、日本語訳を添付すること。

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）
- ・ 財務諸表（審査対象事業年度の決算によるもの）
- ・ 身分証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）
- ・ 登記事項証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）
- ・ 法人事業税の納税証明書
- ・ 納税証明書その1（第2 2(1)の納付済額を証明するもの）
（いずれも正本又は写し（電子送付の場合に限る））

物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する告示の一部改正 新旧対照表

現行	改正案	備考
第3 申請方法 4 必要書類の送付 申請に当たり下記に示した必要書類を提出すること。必要書類は送信後直ちに申請時に指定される方法に従って郵送又は電子送付しなければならない。 ～中略～ (いずれも正本)	第3 申請方法 4 必要書類の送付 申請に当たり下記に示した必要書類を提出すること。必要書類は送信後直ちに申請時に指定される方法に従って郵送又は電子送付しなければならない。 ～中略～ (いずれも正本又は写し(電子送付の場合に限る))	第五期電子調達サービスでの機能改修により、資格申請書類の電子送付が可能となったことに伴う記載の変更。 電子送付の場合に限り写しの提出を認める。